

四日市市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第29号

四日市市職員給与条例の一部を改正する条例

四日市市職員給与条例（昭和24年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に係る一定の業務に従事した者に支給する防疫作業等手当の特例）</p> <p>第78条 保健所等に勤務する職員が<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）</u>であるものに限る。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、規則で定めるものに従事したときは、防疫作業等手当を支給する。この場合において、第56条の3第1号及び第2号の規定は適用しない。</p>	<p>附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に係る一定の業務に従事した者に支給する防疫作業等手当の特例）</p> <p>第78条 保健所等に勤務する職員が<u>新型コロナウイルス感染症（<u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）</u>第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）</u>から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、規則で定めるものに従事したときは、防疫作業等手当を支給する。この場合において、第56条の3第1号及び第2号の規定は適用しない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和3年2月13日から適用する。

（総務部人事課）